

速度取締り指針

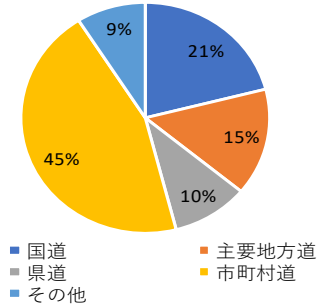
速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～17:00	上石川地内	40キロ
国道293号	9:00～20:00	日光奈良部地内	法定(60キロ)
主要地方道 宇都宮鹿沼線	9:00～20:00	千渡地内	50キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率（令和6年上半期）



- ▼ 人身事故の約46%は、国道、主要地方道、県道等の幹線道路で発生している。
- ▼ 事故類型については、車両同士の事故が約67%、そのうち出会い頭事故が約37%、追突事故の発生が約25%となっている。
- ▼ 午後2時以降の夕方から薄暮時間帯における事故の発生が多い。

～令和6年上半期～

- 死亡事故の発生はないが、国道及び県道で重傷事故が発生している。
- 人身事故の発生は朝の通勤時間帯と帰宅時における薄暮時間の発生が多い。
- 人身事故当事者の約10%が高齢者となっている。

その他の交通指導取締り要点

- 繁華街及びその周辺を重点に夜間におけるミニ検問等をランダムに行う。
- 通学路等において、登下校時間帯の交通取締りを実施する。
- 衝突時の被害軽減効果が高いシートベルト違反の取締りを強化する。
- 児童や高齢者の安全な横断の為、横断歩行者妨害等取締りを強化する。
- 取締り要望のある過積載違反の取締りを強化する。